

福岡県子どもの貧困対策推進計画の改定方針（案）について

	現計画	新計画（案）	改正趣旨																				
計画期間	平成28年度から令和2年度（5年間）	令和3年度から令和7年度（5年間）																					
基本目標	すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指す。																						
重点方針	<p>①貧困の状況にある子ども、貧困の状況に陥るおそれのある子どもに対する乳幼児期からの早期かつ一貫性のある支援</p> <p>②生活保護世帯の子どもや児童養護施設に入所している子ども、ひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対する着実な支援</p> <p>③行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPOなど、地域の関係者が一体となって行う支援</p>	<p>①親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築</p> <p>②支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進</p> <p>③生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、地域の実情を踏まえた市町村における取組の支援</p> <p>④行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPOなど、地域の関係者が一体となって行う支援</p>	現計画の重点方針を踏まえ、令和元年11月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、新大綱）において示された基本的な方針を参照したもの。																				
指標	大綱で示された25指標 ※県数値が把握できない指標9指標を含む	新大綱で示された39指標のうち県数値が把握できる20指標 ※県数値が把握できない19指標（現段階で県数値把握が不明な4指標を含む）については参考指標として掲載	新大綱の子供の貧困に関する指標に同じ。																				
数値目標	<p>全国数値との乖離が大きい4指標に目標を設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>福岡県数値 (H25年度)</th> <th>全国数値 (H25年度)</th> <th>目標 (R2年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率</td> <td>87.1%</td> <td>90.8%</td> <td>全国数値を上回る</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率</td> <td>6.6%</td> <td>5.3%</td> <td>全国数値を下回る</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯に属する子ども(高等学校等卒業後)の就職率</td> <td>42.5%</td> <td>46.1%</td> <td>全国数値を上回る</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設の子どもの(高等学校等卒業後)の進学率</td> <td>14.7%</td> <td>22.6%</td> <td>全国数値を上回る</td> </tr> </tbody> </table>	指標	福岡県数値 (H25年度)	全国数値 (H25年度)	目標 (R2年度)	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	87.1%	90.8%	全国数値を上回る	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.6%	5.3%	全国数値を下回る	生活保護世帯に属する子ども(高等学校等卒業後)の就職率	42.5%	46.1%	全国数値を上回る	児童養護施設の子どもの(高等学校等卒業後)の進学率	14.7%	22.6%	全国数値を上回る	直近の指標の動向（7月末整理）及び他県計画における数値目標の設定状況を踏まえ検討する。	
指標	福岡県数値 (H25年度)	全国数値 (H25年度)	目標 (R2年度)																				
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	87.1%	90.8%	全国数値を上回る																				
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.6%	5.3%	全国数値を下回る																				
生活保護世帯に属する子ども(高等学校等卒業後)の就職率	42.5%	46.1%	全国数値を上回る																				
児童養護施設の子どもの(高等学校等卒業後)の進学率	14.7%	22.6%	全国数値を上回る																				
施策体系	<p>①教育支援</p> <p>②生活支援</p> <p>③保護者に対する就労支援</p> <p>④経済的支援</p>	<p>①教育の支援</p> <p>②生活の安定に資するための支援</p> <p>③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</p> <p>④経済的支援</p>	新大綱の施策体系に同じ。																				